

○ 連合農学研究科指導教員等の任用についての原則

平成元年11月1日
代議委員会

平成元年4月1日付で構成大学人事課の申し合せとして定めた「連合農学研究科の担当発令及び担当教員に係る俸給の調整額の取り扱い並びにこれらに係る事務手続きについて」の記第1「研究科の担当発令」に基づく指導教員等の任用については当分の間、下記の原則によることとする。

1. 指導教員任用の原則

- (1) 指導教員は、代議委員会で選考して研究科委員会の承認を得て上申する。
- (2) 主指導教員は、学生の志望を考慮して決定する。
- (3) 副指導教員のうち1人は、主指導教員の属する農学研究科等の教員をもって充て、他の1人は、主指導教員の属する農学研究科等以外の構成大学農学研究科等教員で主指導教員になり得る教員をもって充てる。
- (4) 副指導教員は、主指導教員が研究指導上必要と認めた場合は、専攻を超えて充てることができる。

2. 指導教員を補助する教員の任用の原則

- (1) 学生1人について、指導教員を補助する教員は、1人とする。
- (2) 主指導教員が属する修士講座に助教が配置されている場合は、その者を指名する。
ただし、指導教員として担当発令した助教は、補助する教員を兼ねることはできない
- (3) 前項の助教が配置されていない場合、及び主指導教員が複数の学生を指導する場合は、主指導教員の属する大学の助教の中から、研究指導上特に適任と認めた者を指名することができる。
- (4) 主指導教員の属する大学に第2項及び前項の助教が得られない場合は空席とする。
ただし、主指導教員と日常的に接触が保たれる状態にある構成大学の助教がいる場合は、その助教の属する修士講座の了承を得てその者を指名することができる。